

令和8年4月7日

令和8年度水質基準逐次改正検討会運営要領

1. 趣旨

水道の水質基準及び衛生管理については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであることから、最新の科学的知見に基づく水質基準等の逐次改正や衛生管理について検討し、もって、水道水質の安全・安心の確保に資するため、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が開催する検討会として、関連分野の専門家を構成員とする標記検討会を運営する。

2. 検討事項

- (1) 水質基準の逐次改正に関すること
- (2) WHO飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること
- (3) その他水道水質・衛生管理に関すること

3. 検討会構成員

- (1) 環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が依頼し、その期間は令和9年3月31日までとする。
- (2) 座長は第1回検討会において構成員の中から選出する。
- (3) 構成員の変更が必要となった場合は、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が他の者に依頼する。
- (4) 構成員を追加する場合は、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が依頼する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議のうえ環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室長が定める。